

議案第 77 号

飛騨市税条例等の一部を改正する条例について

飛騨市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方税法の改正に伴う改正

飛驒市税条例等の一部を改正する条例

(飛驒市税条例の一部改正)

第1条 飛驒市税条例(平成16年飛驒市条例第65号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2第18項を同条第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

(飛驒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飛驒市税条例等の一部を改正する条例(平成29年飛驒市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中飛驒市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第3条を次のように改める。

(飛驒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 飛驒市税条例等の一部を改正する条例(平成26年飛驒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「から第4条まで」を「及び第4条」に改める。

(飛驒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 飛驒市税条例等の一部を改正する条例(平成26年飛驒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「飛驒市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第82条第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
附則第16条第1項	5,000円	4,000円
	第82条	飛驒市税条例等の一部を改正する条例（平成26年飛驒市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表 第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表 第2号ア（ウ） aの項	第2号ア（ウ） a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ） a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア（ウ） bの項	第2号ア（ウ） b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第

		82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日
- (2) 第3条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の飛驒市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第1条関係 飛騨市税条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>本則 略 附 則 第1条～第4条の2 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略 第6条～第10条 略 第10条の2 略 2～17 略</p> <hr/> <p>18 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>本則 略 附 則 第1条～第4条の2 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略 第6条～第10条 略 第10条の2 略 2～17 略</p> <p><u>18 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>19 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>以下 略</p>

第2条関係 飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成29年飛騨市条例第7号）新旧対照表（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案																				
<p>第2条 飛騨市税条例の一部を次のように改正する。 中略 附則第16条第2項から第4項までを削る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>（飛騨市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u></p>	<p>第2条 飛騨市税条例の一部を次のように改正する。 中略 附則第16条第2項から第4項までを削る。 <u>附則第16条の2を次のように改める。</u> <u>第16条の2 削除</u></p> <p><u>（飛騨市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u></p>																				
<p><u>第3条 飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。</u> 附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「飛騨市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</p>	<p><u>第3条 飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。</u> 附則第6条の表新条例附則第16条の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</p> <p>_____</p>																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第82条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第82条第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第82条第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>附則第16条第1項</td> <td>第82条</td> <td>飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成26年飛騨市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条</td> </tr> <tr> <td>附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項</td> <td>第2号ア(イ)</td> <td>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第</td> </tr> </tbody> </table>	第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円	10,800円	7,200円	第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円	附則第16条第1項	第82条	飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成26年飛騨市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第		
第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円																			
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円																			
	10,800円	7,200円																			
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円																			
	5,000円	4,000円																			
附則第16条第1項	第82条	飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成26年飛騨市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条																			
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第																			

		82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

中略

附 則

(施行期日)

第1条 略

(1) 略

(2) 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

以下 略

中略

附 則

(施行期日)

第1条 略

(1) 略

(2) 第2条及び第4条____の規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

以下 略

--	--

第3条関係 飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成26年飛騨市条例第22号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
<p>本則 略 附 則 第1条～第5条 略 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>本則 略 附 則 第1条～第5条 略 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る飛騨市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円	第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円	第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表 以外の部分	第82条	飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成26年飛騨市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	附則第16条第1項	第82条	飛騨市税条例等の一部を改正する条例（平成26年飛騨市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表 第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	附則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円			
	10,800円	7,200円	附則第16条第1項の 表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読

資 料

	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

以下 略

		み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) bの項	<u>第2号ア(ウ) b</u>	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

以下 略

飛騨市税条例等の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

地方税法の改正に伴う改正

2 改正の内容

個人市民税関係

平成31年度分以後の個人市民税について適用される配偶者控除及び配偶者特別控除の改正に伴う所得割の非課税の範囲等の規定における控除対象配偶者の定義の変更

	改正前	改正後
同一生計配偶者		納税義務者と生計を一にする年間合計所得が38万円以下の配偶者
控除対象配偶者	納税義務者と生計を一にする年間合計所得が38万円以下の配偶者	年間合計所得が1,000万円以下の納税義務者の同一生計配偶者

【参考】地方税法の改正内容

(単位：円)

配偶者の所得 ()：給与収入に換算	控除額		控除区分
	改正前	改正後※	
～380,000 (～1,030,000)	330,000 <380,000>	330,000 <380,000>	配偶者控除 < >:70歳以上
380,001～449,999 (～1,099,999)	330,000	330,000	配偶者特別控除
450,000～759,999 (～1,409,999)	310,000 ～30,000	330,000	
760,000～900,000 (～1,550,000)	0	330,000	
900,001～1,230,000 (～2,015,999)	0	310,000 ～30,000	
1,230,001～ (2,016,000～)	0	0	

※納税義務者の合計所得が900万円以下の場合（900万円超950万円以下は控除額の3分の2、950万円超1,000万円以下は控除額の3分の1、1,000万円超は適用なし）

(附則第5条第1項関係)

固定資産税関係

緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設に伴う規定の整備

特例資産	課税標準額に乗じる 特例割合	適用期間
市民公開緑地に供する土地※	2 / 3 (参酌基準)	最初の3年間

※都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日（平成29年6月15日）から平成31年3月31日までの間に設置されたもの

（附則第10条の2関係）

軽自動車税関係

(1) 平成32年度分から適用される軽自動車税の種別割への改正に伴う平成27年3月31日までに新車登録した3輪以上の種別割に係する規定の整備

（第82条及び附則第16条関係）

(2) 軽自動車の環境性能割の創設に伴う現行の軽自動車税のグリーン化特例の廃止に係する規定の整備

（附則第16条の2関係）

3 施行日

個人市民税関係 平成31年1月1日

固定資産税関係 公布の日

軽自動車税関係 平成31年10月1日